

「篠山市環境基本条例」パブリックコメントの意見及び回答

篠山市環境基本条例について、広く市民の方々の意見を聞くため、パブリックコメント(政策、施策を決定しようとする過程において、広く一般から意見を募集し、反映しようとする手続き)による意見を募集〔平成22年1月15日(金)～平成22年2月15日(月)〕し、ご提出いただいた意見について、以下のとおり回答します。

(1) 「篠山市環境基本条例」(篠山市の総合的な環境施策に関する基本理念や方針を規定する条例)

	意 見	回 答
1	条例(案)の前文の中ほどに、「…私たちは、環境の大切さを認識し・・・」とありますが、あわせて、源流の地に住み、生活するものとしての「責任」があるということが、理解できるような記載をしてはいかがでしょうか。	「環境の大切さを認識し…」のあと、「日々の営みを続けていかなければなりません。」と、義務的な表現をしていることから、源流の地に住み、生活するものとしての責任を汲み取っていただくと考えます。従って、原案のとおりとさせていただきます。
2	第3章で、環境基本計画を推進するために重要と思われる「中間支援組織」または「篠山みらい会議」についてなんらの記載もされていないようですが、設置に関する事項、かつ、その概要などについて記載しておく必要があるのではないかと考えられます。	環境基本計画の「第3章 施策の方向性と取り組み」や「第4章 環境実行計画」において、中間支援組織としての篠山みらい会議を設置することを明記しており、計画の推進体制においても計画を実行していく中心となる組織として位置づけています。また、条例は環境の保全と創造の基本理念を定めるものであり、推進体制などの具体の施策については第15条第2項において、環境基本計画に委ねています。
3	詳細はともかく、新たに設置される組織の位置づけが不明確では、どのような組織が出来あがるのか、だれも分からず、参加する側の理解度、意識にも差が生じ、結果的に、基本計画の推進に支障が出ることににつながるのではないかと危惧されます。	従って、原案どおり条例には記載しないものとさせていただきます。
4	環境審議会の所管事項に環境基本計画に関することが挙げられているが、現在、パブリックコメントを募集している環境基本計画は、改めて審議会に諮るのが適当だと考えられる。この過程を経ることによって、計画の精度や一貫性が高まるし、審議会の考え方や議論の進め方も軌道に乗ることが期待できる。 環境基本計画を先に決めて、審議会には見直しのおきだけ諮問するのは委員にたいして失礼であろう。環境審議会の意見が反映されない基本計画だと、審議会の考えが基本計画と食い違う可能性がある。	現行の審議会である「環境保全審議会」においてご審議いただく予定です。

5	<p>環境基本計画をつぶさにみると、環境にたいする施策は保全、整備、創造の3つの分野にわたっている。国の計画では、保全と創造の2区分であるが、このままではどちらにも属さない施策がでてくる。</p> <p>たとえば環境の取り扱いが大きく変わった河川法や都市計画法では、保全と整備を併列で挙げている。篠山市全体で見れば、環境整備事業がもっとも多いと思われるので、保全、整備、創造の3つにしてはどうか。</p>	<p>環境の保全についても創造についても、それを行うためには一定の整備が必要であると考えています。そのため環境整備事業は、保全と創造にそれぞれ包含されるものとし、原案のとおり「保全と創造」とさせていただきます。</p>
6	<p>環境審議会の学識経験者には、利害関係のある業界団体等の代表を含めないのが常識だと思うが、それを明確にするため関連団体の代表枠を設ける考えはないか。総合計画審議会は、その趣旨で委員を選んでいる。また、専門家の意見を尊重するため、委員の半数は学識経験者とすることを明記してはどうか。</p>	<p>条例第17条第5項で、環境審議会の組織及び運営に関することは規則で定めると規定しています。よって、委員の構成については、規則に委ね、条例は原案のままとさせていただきます。</p>